

中国とASEANのFTAにおける関税削減効果を探る ～ACFTAでは農水産・繊維、AFTAでは輸送機械・部品～

高橋 俊樹 *Toshiki Takahashi*

(一財) 国際貿易投資研究所 研究主幹

要約

- ・ACFTA (ASEAN 中国 FTA) を活用した関税削減効果においては、インドネシア、マレーシア、タイは中国を上回る。
- ・タイでは、AFTA (ASEAN 自由貿易地域) を活用した関税削減効果がACFTAを上回る。
- ・インドネシア、マレーシアでは、AFTA と ACFTA の関税削減効果には大きな違いがなく、むしろACFTAの方がAFTAをやや上回る。
- ・中国、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナムの5カ国において、ACFTAで共通して関税削減効果の高い業種は、「農水産」、「繊維製品・履物」。また、インドネシア、マレーシア、タイの3カ国において、AFTAで最も関税効果が高かった業種は「輸送用機械・部品」である。
- ・中国とタイの「T シャツ」、ベトナムの「テレビジョン受像機」、タイとベトナムの「乗用自動車」の輸入において、ACFTAを活用すれば、通常の輸入で支払う関税率 (MFN 税率) よりも15%～35%の関税を削減できる。

はじめに

AFTA (ASEAN 自由貿易地域) は、ASEAN10 カ国で構成されている。これに、中国を加えることにより、

ACFTA (ASEAN 中国 FTA) になる。本稿においては、これら 11 カ国の中から、中国、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナムの 5 カ国に焦点を当て、ACFTA や AFTA のような自由貿易協定 (FTA) により、どれだけ関税を削減できるのかを分析している。

1. AFTA の関税削減額は ACFTA の約 2 倍

図 1 は ACFTA5 カ国において、2012 年に実施されている ACFTA 関税率が 2011 年に適用された場合の関税削減額を計算し、総輸入額と対比したものである。なぜ 2011 年の輸入額に適用したかということ、本調査時点では 2012 年通年の輸入額を得ることはできなかったためである。

本稿での「関税削減額」は、通常の輸入で支払う関税額 (MFN 税額) から ACFTA を利用した時の関税額 (ACFTA 税額) を差し引いたものである (関税削減額 = MFN 税額 - ACFTA 税額)。つまり、通常の輸入で支払う関税額に対して、ACFTA を利用することによりどれだけ関税額

を削減 (節約) できるかを表している。

図 1 のように、ACFTA において、中国の ASEAN10 カ国からの輸入に対する関税削減額は 45 億ドルであった。また、その時の中国の 2011 年における ASEAN10 カ国からの総輸入額は 1,925 億ドルであった。なお、この 45 億ドルの関税削減額は、中国が ASEAN10 カ国からの輸入の全てに ACFTA を活用したことを前提として算出されている。

同様に、インドネシアの中国からの輸入に対する関税削減額は 11 億ドルで、その時の中国からの総輸入額は 262 億ドルであった。マレーシアは 9 億ドルの 245 億ドル、タイは 15 億ドルの 305 億ドル、ベトナムは 3 億ドルの 244 億ドルであった。

これらの国の総輸入額を見てみると、中国の ASEAN10 からの総輸入額 (1,925 億ドル) は、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナムの中国からの輸入額合計 (1,056 億ドル) の約 2 倍であることがわかる。

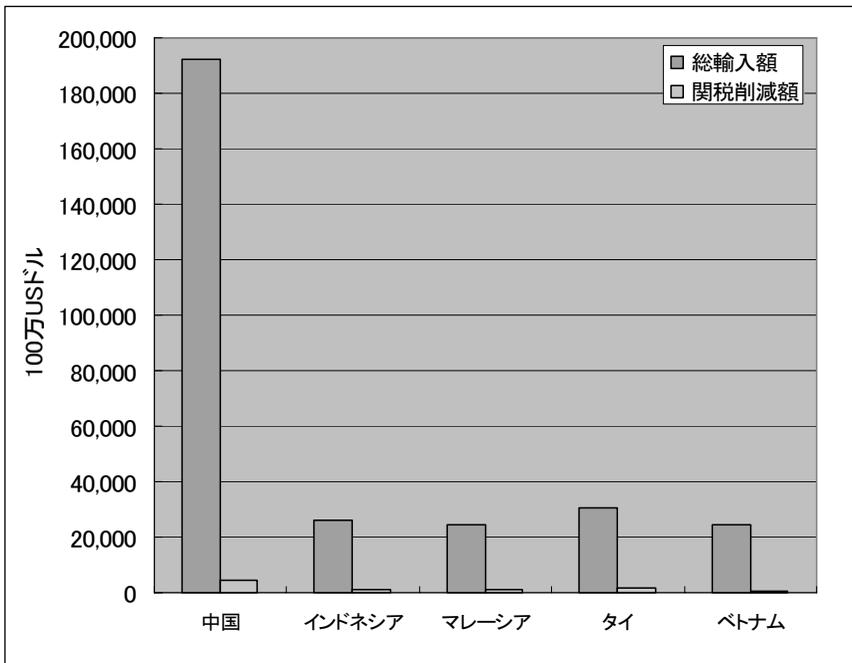
しかし、中国の ASEAN10 からの関税削減額 (45 億ドル) は、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム

ム4カ国の中国からの関税削減額の合計(39億ドル)とあまり差がない。つまり、これらのASEAN4カ国の関税削減額は相対的に中国よりも大きいのだ。

したがって、残りのASEAN6カ国の関税削減額を算出し、「ASEAN 10

カ国合計の中国に対する関税削減額」を得ることができれば、それは、「中国のASEAN10カ国に対する関税削減額」をやや上回る可能性がある。これは、ACFTAにおいては、中国よりもASEAN10の方が関税を削減した金額が大きいことを示唆している。

図1 ACFTAの総輸入額と関税削減額



(注1) 関税削減額は、6桁(マレーシアのみ9桁)ベースの品目毎の削減額(MFN税額 - ACFTA税額)を積み上げて算出した。品目毎の削減額がマイナスの場合、その品目の削減額は0としている。

(注2) 中国においては、ASEAN10カ国から輸入する場合の関税削減額を算出。

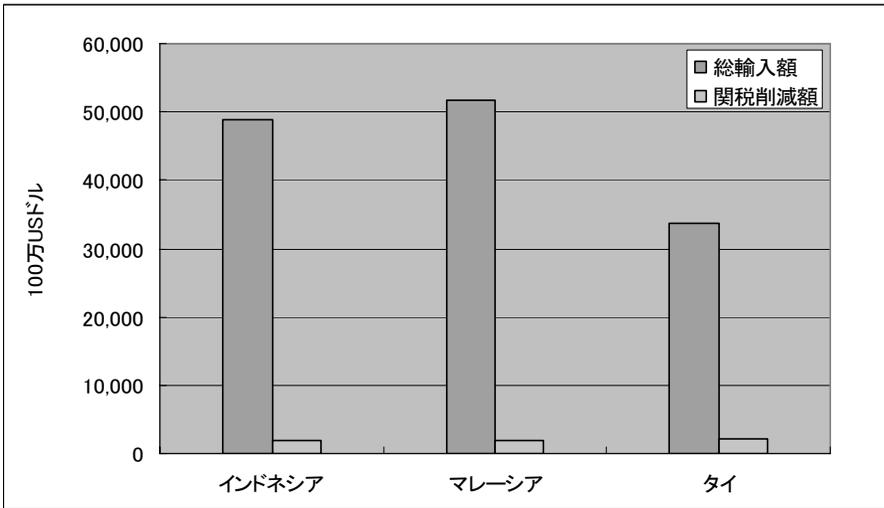
(注3) インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナムでは、中国から輸入する場合の関税削減額を算出。

また、ベトナムの関税削減額は、他のASEANであるインドネシア、マレーシア、タイの3分の1～5分の1にしかすぎない。これは、ベトナムのACFTAにおける関税削減スケジュールが、中国や先行ASEAN6カ国（ブルネイ、シンガポール、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ）に比べて遅れているためだ。

輸入品目の多くはまだ関税が残っており、ベトナムの今後の大きな関税削減は2015年、2018年を予定している。

図2は、インドネシア、マレーシア、タイが、それぞれ他のASEAN9カ国に対して、AFTAを活用した場合の関税削減額と総輸入額を対比したものである。

図2 AFTAの総輸入額と関税削減額

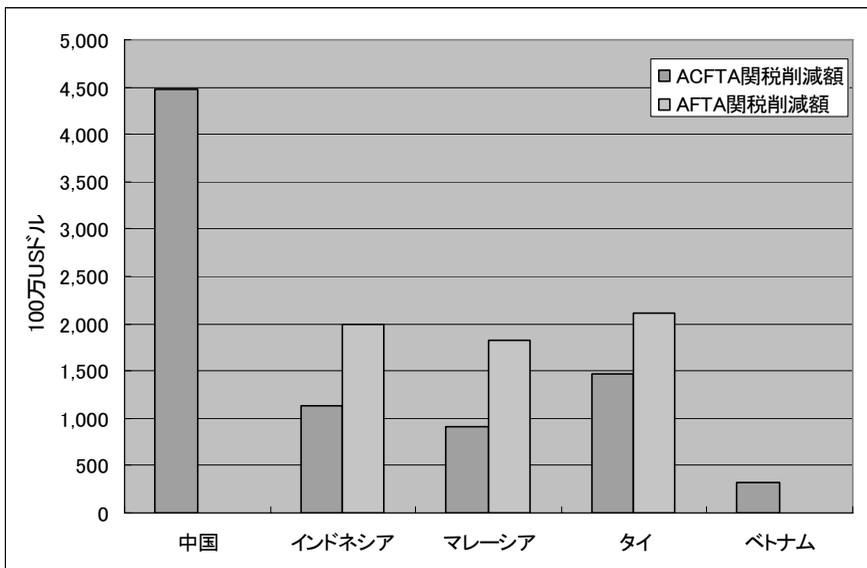


(注) 関税削減額は、インドネシア、マレーシア、タイの他のASEAN9カ国からの輸入を対象に算出。

インドネシアの他の ASEAN9 カ国に対する関税削減額は 20 億ドルで、ASEAN9カ国からの総輸入額は488億ドルであった。同様に、マレーシアの他の ASEAN9 カ国からの関税削減額は 18 億ドルで、総輸入額は 517 億ドル、タイは 21 億ドルの、336 億ドルであった。つまり、インドネシア、マレーシア、タイの ASEAN9 カ国からの関税削減額はあまり差がなく、それぞれ 20 億ドル前後ということになる。

そして、これら 3 カ国の他の ASEAN からの輸入額は、合計すると 1,341 億ドルになる(1カ国平均では 447 億ドル)。図 1 のように、これら 3 カ国の中国からの輸入合計額は 815 億ドルである(1カ国平均 272 億ドル)。すなわち、これら 3 カ国の他の ASEAN からの輸入総額は、ASEAN 域内での分業の進展を反映し、3 カ国の中国からの輸入総額よりも大きい。

図 3 インドネシア、マレーシア、タイの ACFTA と AFTA の関税削減額



(注) インドネシア、マレーシア、タイにおいては、ACFTA では中国から、AFTA では他の ASEAN9 カ国からの関税削減額を算出。

図3は図1と図2を基に、インドネシア、マレーシア、タイにおけるACFTAとAFTAでの関税削減額を比較したものである。これら3カ国のAFTAにおける関税削減額は、一見してACFTAでの関税削減額を上回っていることが理解できる。

ACFTAでは、インドネシア、マレーシア、タイの関税削減額は3カ国合計で35億ドルであった(1カ国平均11.7億ドル)。AFTAでは、これが59億ドルになる(1カ国平均19.7億ドル)。したがって、インドネシア、マレーシア、タイにおけるAFTAの関税削減額は、概ねACFTAの1.7倍である。

これは、「**BOX**: どのようにして関税削減効果を計算したか」で説明

しているように、これら3カ国におけるACFTAでの関税削減額の対象国は中国で、AFTAでの対象国は他のASEAN9カ国であるので、対象国の国数での条件の違いが反映されているためと考えられる。

3カ国の対中輸入額は、前述のように815億ドルであるが、対ASEAN輸入は1,341億ドルである。3カ国の対ASEAN輸入の対中輸入の比率(1.6倍=1,341億ドル÷815億ドル)は、AFTAとACFTAの関税削減額比率(1.7倍)とほぼ同様である。したがって、関税削減額を国数で割り引いたこれら3カ国のACFTAとAFTAの関税削減効果には、大きな違いがないということになる。

BOX：どのようにして関税削減効果を計算したか

ACFTAにおける関税削減額は、通常の輸入において支払う関税額（MFN税額）から、ACFTAの利用で削減された関税支払額（ACFTA税額）を差し引いて求めている（ACFTAの関税削減額＝MFN税額－ACFTA税額）。つまり、本稿での関税削減額は、ACFTAの活用でMFN税額よりも削減された関税を支払うことにより、どれだけ関税支払額を節約できたかを表している。また、各国のACFTAによる関税削減額は全品目ベースだけでなく、14の業種別、8つの代表的な細かな品目別でも算出している。

そして、この関税削減額（輸入節約額）を総輸入額で割ることにより、業種別・品目別の関税削減率を得ている。例えば、中国のある企業がACFTAを活用しASEANから自動車を輸入したとする。その時の関税削減額が10億円であり、自動車の輸入額全体が30億円であったとすれば、関税削減率は33.3%（10億円÷30億円）になる。つまり、この企業は、輸入額全体の33.3%に相当する関税額を節約したことになる。

インドネシア、マレーシア、タイの3カ国においては、ASEAN域内の関税削減スキームであるAFTAによる関税削減額と関税削減率を求め、これら3カ国のACFTAにおける算出結果と比較している。これにより、これら3カ国におけるACFTAとAFTAの関税削減額と関税削減率の違いを業種別に把握することができる。

ただし、本稿においては、ACFTAにおける関税削減額と関税削減率の計算は、中国の場合はASEAN10との貿易が対象になるし、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナムは中国との貿易のみを対象にしている。そして、AFTAの関税削減額と関税削減率を求める場合、インドネシア、マレーシア、及びタイにおいては、それぞれ他のASEAN9カ国との貿易が対象となる。

したがって、例えばインドネシアの場合は、ACFTAにおける関税削減額は中国が対象になり、AFTAにおいては他のASEAN9カ国が対象となる。このため、比較をする削減額や削減率は、対象国が違うことを念頭におかなければならない。

しかし、現実には、インドネシアがACFTAを活用する場合は中国がほとんどで、他のASEANとの貿易ではAFTAを利用すると思われるので、本稿でのACFTAとAFTAの関税削減効果の分析は、実態を反映していると思われる。

また、本稿での関税削減額と関税削減率は、「MFN 平均関税率」と「ACFTA (AFTA) 平均関税率」を用いて計算している。なぜならば、「関税削減額＝MFN 税額－ACFTA 税額」であり、「MFN 税額＝総輸入額×MFN 平均関税率」、「ACFTA 税額＝総輸入額×ACFTA 平均関税率」、であるからだ。

ここでの MFN 平均関税率とは、通常の輸入で支払う全品目平均の関税率であり、ACFTA 関税率とは、ACFTA を利用した時の全品目平均の関税率である。また、関税削減率は、「関税削減額÷総輸入額」で算出しているため、これも関税削減額を介して MFN・ACFTA の平均関税率から得ていることになる。

本稿では、MFN 平均関税率と ACFTA (AFTA) 平均関税率を、個々の品目の加重平均により算出している。つまり、個々の品目の関税率に、当該品目の総輸入金額に対する割合（ウエイト）を乗じ、積み上げることにより求めている。なぜ加重平均を用いているかという点、単純平均による MFN 税率と ACFTA (AFTA) 税率の計算においては、貿易相手国との当該品目の輸入額の割合（ウエイト）が考慮されないためである。

例えば、ある品目の相手国との貿易がゼロに近い金額であっても、単純平均の場合はその品目の関税率がストレートに反映される。これが、加重平均の場合は、その品目の貿易金額が少ない場合は重み（ウエイト）が小さくなり、関税率にはそのウエイトの分しか影響が現れない。このため、加重平均による平均関税率の方が、より実態の取引を反映していると考えられる。

2. ACFTA と AFTA で大差がない 関税削減率

図 4 は ACFTA と AFTA における関税削減率（関税削減額÷総輸入額）を計算したものである。ACFTA を活用した場合の中国の ASEAN10 カ国からの関税削減率は、2.3%（45 億ドル÷1,925 億ドル）であった。

同様に、ACFTA において、インドネシアの中国からの輸入に対する関税削減率は 4.3%であった。マレーシアは 3.7%、タイは 5.0%となり、3カ国のいずれも中国よりも ACFTA を用いた関税削減率は高かった。しかし、インドネシア、マレーシア、タイよりも関税削減スケジュールが遅れるベトナムにおいては、関税削

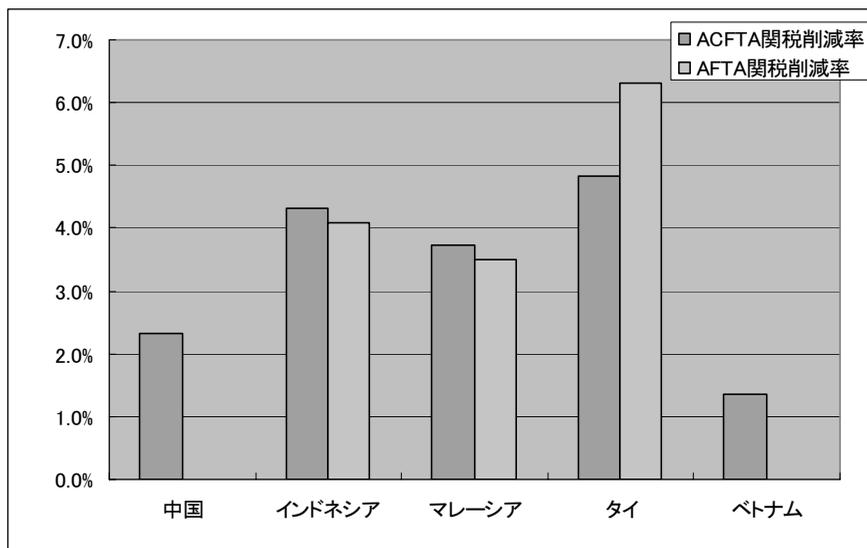
減率は1.4%にとどまった。

したがって、ACFTA においては、関税削減率という関税削減効果の面では、インドネシア、マレーシア、タイの ASEAN3 カ国の方が中国よりも大きいことが明らかになった。

関税削減率は、「関税削減額÷総輸入額」であるが、「関税削減額＝MFN 税額－ACFTA 税額」である。この割合を高くするには、分子である「MFN 税額（＝総輸入額×MFN 税

率）－ACFTA 税額（＝総輸入額×ACFTA 税率）」をできるだけ大きくする必要がある。この分子は、「総輸入額×（MFN 税率－ACFTA 税率）」、に書き換えることができる。つまり、インドネシア、マレーシア、タイの関税削減率が中国よりも高いということは、これら3カ国は中国よりも両税率の格差（MFN 税率－ACFTA 税率）を広げるように、ACFTA 税率を削減したということだ。

図4 ACFTA と AFTA の関税削減率



また、前述のように、インドネシア、マレーシア、タイにおけるAFTAでの関税削減額は、ACFTAを上回っている。しかし、関税削減額の総輸入額に対する比率である関税削減率を見てみると、意外にも、AFTAとACFTAには大きな違いがないという結果になる。

図4のように、AFTAの関税削減率を見てみると、インドネシアの他のASEAN9カ国に対する関税削減率は、4.1%（関税削減額20億ドル÷総輸入額488億ドル）であった。マレーシアは3.5%（18億ドル÷517億ドル）、タイは6.3%（21億ドル÷336億ドル）であった。

したがって、インドネシア、マレーシアにおけるACFTAとAFTAの関税削減率を比較するとほとんど差がなく、ややACFTAの削減率の方が高い。これに対して、タイではAFTAの方がACFTAよりも1.5%ほど高いという結果になった。

一般的には、AFTAでの関税率がほとんど撤廃されていることから、タイのようにAFTAの関税削減率がACFTAよりも高いというイメージがある。しかし、インドネシアとマ

レーシアではそのような結果が得られなかった。

これは、まづインドネシアとマレーシアにおいては、ACFTAでは对中国、AFTAでは対ASEAN9カ国というように、ウェイトを計算する時の対象国が違うということが影響していると思われる。また、関税削減率は、「関税削減額÷総輸入額」で求められるので、関税削減額がAFTAではACFTAの2倍であっても、総輸入額も2倍であれば、AFTAとACFTAの削減率に違いがでない。

さらに、関税削減率の定義式をよく見てみると、インドネシアとマレーシアでAFTAとACFTAの関税削減率に差がでない要因が浮かび上がる。前述のように、ACFTAにおいては、関税削減額は「(MFN 税額＝総輸入額×ACFTA・MFN 税率)－(ACFTA 税額＝総輸入額×ACFTA 税率)」になる。同様に、AFTAの関税削減額は、「(総輸入額×AFTA・MFN 税率)－(総輸入額×AFTA 税率)」となる。

この両方の式を比較して、加重平均されたAFTA税率がACFTA税率よりも低くても、同等かそれ以上に、

加重平均された AFTA・MFN 税率が ACFTA・MFN 税率よりも低ければ、AFTA の関税削減率が ACFTA よりも下回る場合がありうる。

インドネシアとマレーシアの場合には、まさにこのケースに当てはまり、AFTA の MFN 税率が ACFTA をわずかながら下回っている。つまり、対象国が違うことにより、異なるウェイトで加重平均していることが、この2カ国で AFTA と ACFTA の関税削減率の格差を無くす要因の1つになっている。

ACFTA と AFTA の関税削減率との格差がないという結果は、あくまでも MFN 税率と ACFTA (AFTA) 税率の乖離幅から関税削減効果を見ているからだ。インドネシア、マレーシア、タイにおいて、他の ASEAN 諸国からの輸入で AFTA を利用する場合、企業が税関で実際に賦課される関税率はほとんど 0%に近い。ちなみに、インドネシアの ASEAN9 各国に対する AFTA 税率 (加重平均) は 0.046%、マレーシアは 0.202%、タイは 0.013%であった。

一方、これら3カ国の中国からの輸入で ACFTA を用いる場合は、平

均関税率は 1・2%前後の水準に上昇する。インドネシアの中国からの輸入に対する ACFTA 税率 (加重平均) は 1.2%、マレーシアは 0.8%、タイは 2.5%である。

企業の現場感覚からすれば、ACFTA で削減された関税率の平均水準が、まだ AFTA に及ばないことは事実である。

3. 大きい農水産、繊維、輸送用機械の関税削減メリット

図5は、ACFTA での中国の業種別関税削減額、図6は ACFTA での中国の業種別関税削減率をまとめたものである。これによると、中国の場合は全体の関税削減額 (45 億ドル) の中で、最も削減額が大きかった業種は、「プラスチック・ゴム製品」で 8.1 億ドル、次いで「農水産品」の 7.8 億ドルであった。「電気機器・部品」が 5.5 億ドル、「化学工業品」が 5.3 億ドル、「鉱物性燃料」が 5.2 億ドルと続く。

しかし、関税削減率では「繊維製品・履物」が最も高く、9.8%、次に「食料品・アルコール」で 8.4%、「輸

送用機械・部品」の8.0%と続く。つまり、中国のASEANからの輸入では、「繊維製品・履物」の分野が最も関税削減のメリットを受けることになり、この業種では各品目は平均して輸入額の約1割の関税額を節約できる。

また、関税削減額という絶対額と関税削減率という割合では、結果が

異なることは当たり前のことであるが、特に中国においては、それが顕著である。中国では、関税削減額が大きい上位品目が、同時に関税削減率が高い上位品目であるケースは少ない。これは、関税削減率が高くて、依然として関税率自体が高い水準にとどまっていることから、輸入が増加しないためである。

図5 ACFTAでの中国の業種別関税削減額

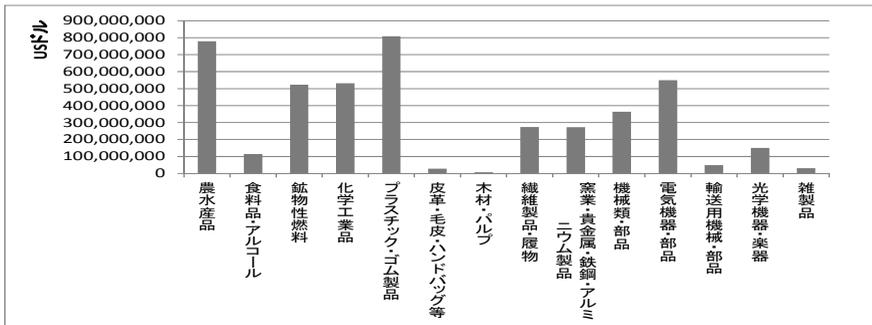


図6 ACFTAでの中国の業種別関税削減率

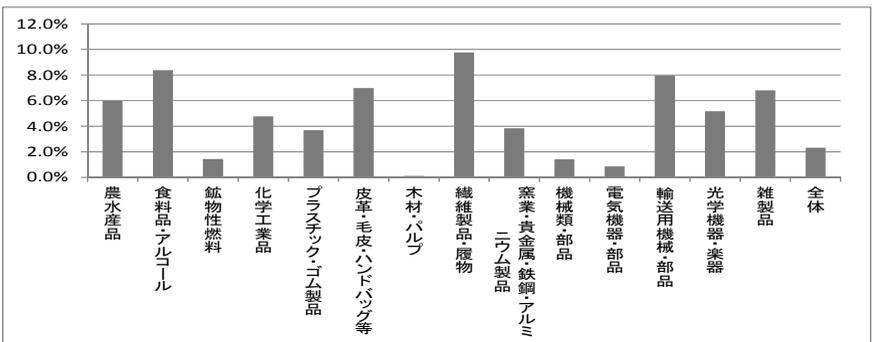


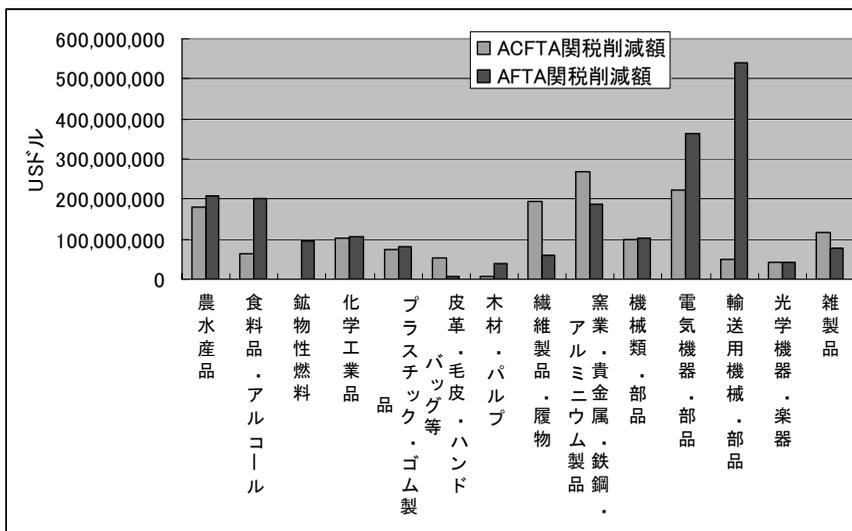
図7は、タイのACFTAとAFTAにおける業種別の関税削減額を表したものである。タイのACFTAでの関税削減額は、「窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品」、「電気機器・部品」、「繊維製品・履物」、及び「農水産」の分野で大きく、いずれも2億ドル前後である。

AFTAでの関税削減額は、「輸送用機械・部品」が5.4億ドル、「電気機器・部品」が3.6億ドル、「農水産品」

と「食料品・アルコール」が2億ドルという順番であった。

つまり、2011年においては、タイは「輸送用機械・部品」の分野では、AFTAの関税削減金額が圧倒的に大きいのが、ACFTAではわずかに約5,000万ドルにすぎない。これは、タイの「輸送用機械・部品」のAFTA税率（0%）の方がACFTA税率（13%）よりも大幅に低いことが原因である。

図7 タイのACFTAとAFTAでの業種別関税削減額



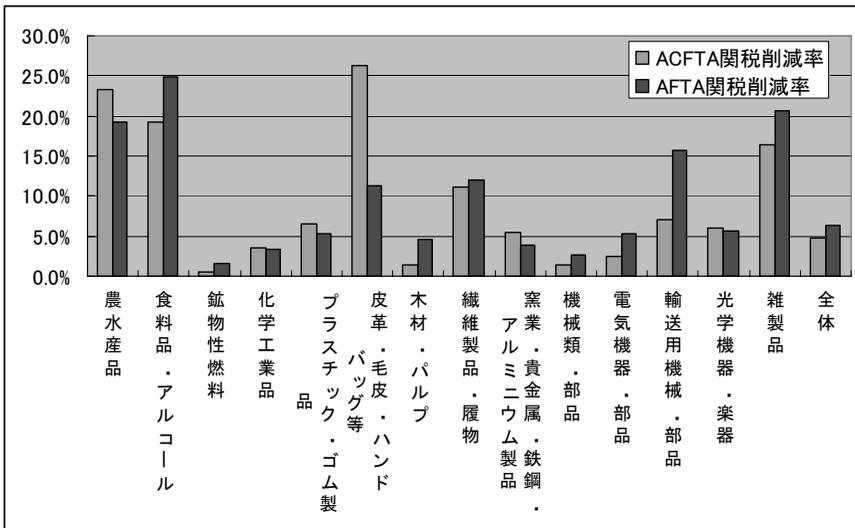
一方、図8のように、ACFTAにおいてタイの関税削減率が高い業種は、「皮革・毛皮・ハンドバッグ」、「農水産品」、「食料品・アルコール」、「雑製品」、であった。いずれも20%前後の関税削減率となっており、これらの業種に属する品目をタイで中国から輸入すれば、平均で輸入額の2割に相当する関税額を節約できる。

また、AFTAでも同じような業種で関税削減率が高くなっており、タイの関税削減率においては、ACFTAとAFTAでは上位の業種や関税率で大差はなかった。その中でも、タイのAFTA

での「輸送用機械・部品」の関税削減率は約15%であり、かなりの関税削減効果を期待することができる。

一方、こうしたタイ、中国のような個別のケースだけでなく、インドネシア、マレーシア、ベトナムを加えた5カ国において、全体で共通してACFTAで関税削減額と関税削減率の両方とも高い業種は、「農水産」、「繊維製品・履物」であった。また、タイだけでなくインドネシア、マレーシアにおいても、AFTAで関税削減額と関税削減率が大きい業種は、「輸送用機械・部品」であった。

図8 タイのACFTAとAFTAでの業種別関税削減率



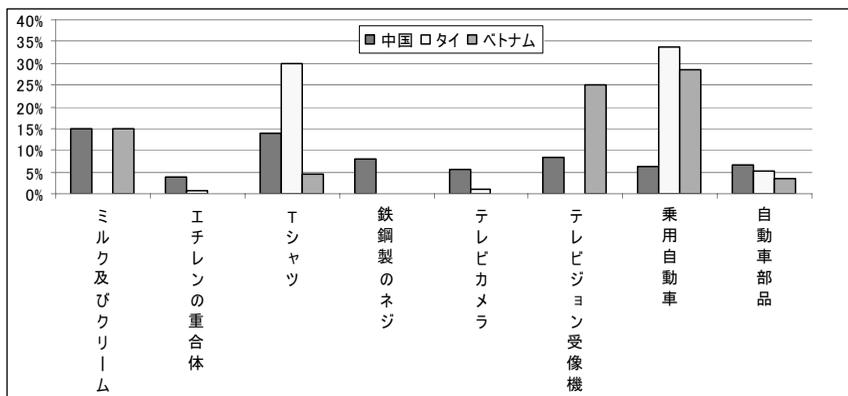
また、図9は、ACFTAにおけるミルクから自動車部品までの代表的な8つの品目に関する関税削減率を、中国、タイ、ベトナムの3カ国で比較したものである。

関税削減率が高いのは、中国とベトナムの「ミルク及びクリーム」で15%、中国とタイの「Tシャツ」で14%と30%、ベトナムの「テレビジョン受像機」の25%、タイとベトナム

の「乗用自動車」で33.7%と28.7%であった。

タイのTシャツの関税削減率が30%ということは、タイに進出した日本のアパレルメーカーがTシャツを中国から1,000万円輸入した場合、通常支払うMFN関税額は300万円であるが、ACFTA利用時の関税額は0円であるので、その差額の300万円も関税を節約できるということだ。

図9 ACFTAにおける主要品目の関税削減率



タイの「乗用自動車」の削減率が高いが、これはMFN税率の50.2%がACFTA税率では17.5%に削減されているためである。しかし、それでも依然として20%近い高率の関税を課しており、このため関税削減額は170万ドルにとどまっている。ベトナムの「乗用自動車」における削減率が高いが、タイ同様に、

ACFTA税率は41.2%と依然として高率であり、関税削減額は70万ドルにすぎない。

これに対して、中国の「テレビカメラ」では、MFN税率の5.5%に対して、ACFTA税率は0%となっており、ACFTA加盟国に対する関税が撤廃された結果、710万ドルの関税削減額を達成している。

(参考文献)

「FTAが牽引するASEAN-中国貿易～2012年に更なる関税削減が見込まれるACFTA (ASEAN中国FTA)」 国際貿易投資研究所、2011年 フラッシュ149

「ASEAN中国FTA (ACFTA)の運用実態と活用方法～企業への影響が大きいのは互惠関税率の適用～」 国際貿易投資研究所、2012年 季刊89号

「平成23年度ASEAN中国FTA (ACFTA)の運用状況調査事業結果」、平成24年1月、国際貿易投資研究所

「平成24年度ASEAN中国FTA (ACFTA)の運用状況調査事業結果」、平成25年2月、国際貿易投資研究所

「ASEAN中国FTA (ACFTA)の運用実態に関する現地調査に係る調査研究報告書」、平成25年3月、国際貿易投資研究所

「東アジアのFTAで関税率はどれくらい下がるか～TPPの関税削減メリットはRCEP、日中韓FTAを下回るか～」2013年5月15日、国際貿易投資研究所、ITIコラム10